

## 消費税とインボイス方式

消費税の制度改正で常に議論され、導入に至っていないのがインボイス方式である。税と社会保障の一体改革の中で消費税増税の方向性が示されたが、今回は見送られたものの、増税の議論と併せてインボイス方式の導入が将来的に推し進められる可能性がある。日本では、平成5年11月の税制調査会答申に基づき、我が国の経済社会や取引の实情に適しているとの総合的な判断から、平成6年度改正により、請求書等保存方式が導入されている。請求書等保存方式とは、仕入れ事業者は、取引の事実を帳簿に記載し、仕入れ税額の計算を行う反面、仕入れ税額控除の要件として請求書、領収書その他の取引の事実を証する書類のいずれかを保存を必要とするものである。この請求書等保存方式を超えて、インボイス方式の導入は必要か、またそれがもたらすものは何なのか、検討してみたい。

## インボイス方式の概要

クレジット・インボイス方式(省略してインボイス方式)とは、付加価値税の計算方式の一つで、付加価値税の計算の際に、売上に対して課税される付加価値税から、仕入に対して課税される付加価値税を取引単位で控除する方式を意味している。賃金や利子などから企業が創出する付加価値そのものを課税ベースとして計算しようとするのではない点で計算は簡便である。クレジット・インボイス方式を理解するためには、クレジット・インボイス方式以外の付加価値税の計算方法との比較が有効であり、付加価値税の計算方法には、理論上、以下の四つの可能性があると考えられている。

1. 税率×(賃金+グロス利益)(いわゆる加算型直接方式)
2. 税率×賃金+税率×グロス利益(いわゆる加算型間接方式)
3. 税率×(売上-仕入)(いわゆる減算型直接方式)
4. 税率×売上-税率×仕入(いわゆる減算型間接方式)

加算型とは、付加価値を構成する要素を足し合わせて課税ベースとする方法で、取引単位で税額を計算するものではないため、輸出免税などの国境調整が困難であること、会計年度と異なる申告期間を設定することが困難であること、付加価値税が課税事業者の段階でコストとなっていないという中立性が保たれていることが確かでないことなどの欠陥がある。これに対して、付加価値を計算しようとするのではなく、売上に対して課税される付加価値税から、仕入に対して課税される付加価値税を控除させる方法が4. であり、この4. の方法を他の方法と比較してクレジット・インボイス式付加価値税と呼ぶ。<sup>1</sup>

クレジット・インボイス方式は取引単位で課税を行うため、個別の取引の輸出免税措置などの国境調整が容易であること、前段階税の還付が適時に行われることを前提とすれば中立性が確保されること、流通の特定段階で政策的に免税また

<sup>1</sup> A Comparative Approach, Alan Schenk, Oliver Oldman, Cambridge University Press, 2008

は軽減税率を導入することが容易であること、取引を単位として課税することから、会計年度より短い期間で申告期間を設定することが可能であることなど、様々な点で他の制度より優れているとされ、欧州以外でも付加価値税の主流を占めている。その計算の上で重要な役割を担うのがインボイスであり、インボイス方式の導入とは、取引単位で売上にかかる税額と仕入れにかかる税額を計算し、その帳票としてインボイスを利用する方式の導入を意味しているともいえるだろう。

### 日本消費税の請求書等保存方式

との比較 請求書等保存方式については、既に大部分の事業者間取引において、請求書等(インボイス)が交わされ保存されているという取引の実態を尊重した方式であり、事業者に新たな書類の作成など追加的な事務負担が生じないことから、円滑な移行が可能な方式であり、かつ、原則として取引の証拠書類の保存を仕入れ税額控除の要件としている点で、制度の信頼性や課税非課税判定等の利便性、正確性から帳簿方式より望ましい方式であるとして、導入された。日本の帳簿方式では、売上に係る税額も、仕入に係る税額も帳簿から計算する。仕入税額については、インボイス等への税額の記載を要求することなく、帳簿等の記載に基づき、課税期間内の仕入の総額に税率を適用して得られた金額の控除を認める。請求書等保存方式では、仕入れ税額控除が認められるためには、帳簿及び請求書等を保存することが必要となっており(消費税法第30条7項)、数々の判例により、厳格な運用を支持する判断が示されている(税務調査時における帳簿等の不提示について、最高裁判例平成16年12月16日など)。請求書等保存方式は、取引単位で税額を計算するインボイス方式とは税額計算の方式が決定的に異なっているが、仕入れ税額控除権に関しては、インボイス方式に近づいてきているといえる(消費税法第30条7項から10項)。本邦で、帳簿及び請求書等において記載しなければならない事項は、消費税法第30条8項および第9項に定められているが、インボイス方式を採用している欧州付加価値税では、帳簿に関する付加価値税独自の義務的記載項目はなく、これに対してインボイス上の記載項目はより詳細なものとなっている。付加価値税指令第226条では、請求書の記載事項として以下の項目が定められている(但し、100ユーロ以下の少額取引については、簡素化規定がある)。

- (ア) 請求書の発行日。
- (イ) 請求書を特定するための通し番号。
- (ウ) 課税事業者が当該資産の譲渡または役務提供に使用する VATID 番号。
- (エ) リバースチャージや EU 域内取得により顧客が付加価値税の納税義務を負う場合、顧客の VATID 番号。
- (オ) 課税事業者および顧客の完全な氏名(社名)および住所。
- (カ) 販売資産の数量と商慣習上の名称、または、役務提供の内容とその範囲。
- (キ) 資産の譲渡または役務の提供の期日、期日が確定しており請求書の発行日と同日でない場合に限り前受金の受領日。
- (ク) 納税義務者が現金主義による課税を選択しており、前段階税の控除権も現金主義で発生する場合には、「cash accounting」の表示(2013年1月1日より適用)。
- (ケ) 適用税率、非課税および課税売上ごとに区分した課税標準額、付加価値税を含まない単価、単価に含まれていない値引き額。
- (コ) 適用税率。
- (サ) 簡素化規定が適用される場合を除き、付加価値税額。
- (シ) 供給の受領者がインボイスを発行する場合、「self-billing」の表示(2013年1月1日より適用)。

- (ス) 非課税取引を行なう場合は、その根拠となる加盟国の付加価値税法条文または指令の条文等の引用をし、非課税取引である旨を表示する。
- (セ) 顧客が付加価値税の納税債務を負う場合、「reverse charge」の表示(2013年1月1日より適用)。
- (ソ) 新車等の取引の場合、第2条2項 b に掲げる新車等であるためのスペックの表示。
- (タ) 旅行代理店のための差額課税が適用される場合、「margin scheme」の表示(2013年1月1日より適用)。
- (チ) 美術骨董品等の特別課税制度が適用される場合、指令第 313 条, 第 326 条, 又は第 333 条の引用を行うか、又はこれに対応する加盟国の付加価値税法条文を引用し、特別課税制度が適用される旨を表示する(2013年1月1日より適用)。
- (ツ) 税務代理人が納税義務者である場合には、税務代理人の完全な氏名、住所ならびに VATID 番号。

欧州付加価値税制度では、課税要件によって、前段階税控除権の行使に必要な帳票類が異なる(第 178 条)。他の課税事業者からの仕入れ(国内仕入れ及びEU域内取得)については、インボイスの保有が前段階税控除の前提条件となっており、厳格な形式審査が適用され、これらの記載事項の一つがかけた場合には、前段階税の控除権が否認される。また、インボイス上に付加価値税の表示をただで、対応する付加価値税の納付義務が発生する(第 203 条)。記載の有無だけでなく、記載内容の明確性、真正性、発行者の真正性の担保も求められるため(現行の第 246 条, 2013年1月1日から第 233 条)、実務的には、現在のEUの制度は、納税義務者に大きなコンプライアンスリスクを生じさせている。2009年10月20日付のBusinessEuropeの意見書<sup>2</sup>では、インボイスや報告に関する形式的なミスに対して不釣り合いな懲罰が課されていることにより、特に国境を越えた取引において、ビジネスを行う上での財務リスクを増大させているとし、往々にしてこれらの懲罰は付加価値税収に影響を与えない場合にも適用されており、結果として、EUにおける中小企業の国際化と成長の障害となっていると指摘している。同意見書の中で2013年までに早急に見直しが必要な具体的項目の一つとして、インボイスの取り扱いに関する次のような提案がなされている。すなわち、「インボイスは取引が行われたことを証する複数の書類の一つにすぎない。インボイスに形式的な不備がある場合にも、輸送書類、注文書、契約など取引が行われたことを証明する他の書類がある場合には、前段階税控除を認めるべきである。納税義務者がたとえ正しいインボイスを保有していなくても、後に修正インボイスを入手した場合には、課税根拠となる取引が行われた課税期間において前段階税控除を認めるべきである。」これは、EUでの課税事業者の実務上の悩みを端的に映し出した提案であると思う。

### インボイス制度とコンプライアンス事務負担

現行のインボイス制度が、納税義務者に取引の実体的要件の充足とは異なるコンプライアンスリスクを負わせていることは事実であるが、コンプライアンス事務負担についてはどのように評価されているのであろうか。企業における付加価値税のコンプライアンス事務負担が増大しているという認識に基づき、プライスウォーターハウスクーパースでは2010年に付加価値税コンプライアンスの企業に対する負担についてのレポートを発表した<sup>3</sup>。当該調査は、プライスウォーターハウスクーパースが世界銀行の委託を受けて行った、世界各国の納税のしやすさを調査するPaying taxes 2010の一環として収集されたデータのうち、付加価値税に関するデータを分析することによって行っている。

<sup>2</sup> Position Paper of 20 October 2009 on a partnership for a fair and efficient VAT system from BusinessEurope.

<sup>3</sup> The impact of VAT compliances on business, Pricewaterhousecoopers LLP

付加価値税コンプライアンスとは、大きく分けて、納税に要する情報の収集(会計データの分析、法律改正に対応する時間)、帳票類の保管などの準備行為、申告書の作成提出、納税手続きであると定義し、それぞれに必要な時間を、各国のプライスウォーターハウスクーパースの事務所が、モデル企業<sup>4</sup>の推計値として報告している。調査対象とした国々のうち、付加価値税制度を有している145カ国の付加価値税コンプライアンスに要する時間の平均値は125時間であり、法人税に要する時間の74時間をはるかに上回っている。125時間のうち、準備行為に要する時間が82時間、申告書の作成提出に24時間、納税手続きに19時間が平均的に費やされている。これに対して、日本の消費税では、必要なコンプライアンス時間は35時間と推計され、145カ国の平均をはるかに下回っているだけでなく、EU平均(73時間)も大きく下回っている。EU加盟国はインボイス制度を導入しているが、EU加盟国間でもフィンランドの22時間からブルガリアの288時間まで結果には大きな幅がある。レポートでは、制度の枠組みが同じであっても、申告回数、申告書の記載内容、インボイスの提出義務の有無、電子申告の有無などによって、コンプライアンスに要する時間が左右されるという分析を行っている。

これらのデータからは、インボイス制度の導入が必ずしもコンプライアンスに要する時間を増大させるという因果関係は読み取れないが、現在の日本の消費税が世界的にみてもコンプライアンス事務負担の少ない状況にあること、かつ、インボイス制度を導入する場合には、制度の設計の詳細によって企業にかかる負担が大きく影響されることが読み取れる。

### 効率的な付加価値税制度とは

消費税の改正議論において、とかく最終消費者における消費税の税負担水準の適正性が議論となるが、徴税の観点から消費税を含む付加価値税制度のあるべき姿を考えた場合、適正課税が担保されると同時に、課税事業者負担を最小にする制度が最も望ましいといえる。付加価値税制度の効率性について、OECDのレポート<sup>5</sup>では、付加価値税がすべての資産の販売を含む広い課税ベースに対して定率で課税することを目的とした一般消費税であり、所得の再配分や特定の社会政策の実現を目的とする税ではないことを鑑みると、もっとも効率的な付加価値税とは、すべての資産と役務の消費に対して単一の標準税率で課税するものであると定義している。この考え方にに基づき、付加価値税の効率性を測る指標として、付加価値税収比率(VAT Revenue Ratio)を分析している。

これは、あるべき課税ベース×標準税率に対する実際の付加価値税収の比率として計算される。ここでいうあるべき課税ベースとして用いられているのは、付加価値税分を控除した国民経済計算上の最終消費支出であり、これは、いずれの国にも通用する共通の課税ベースといったものは制度が異なる以上ないため、最終消費に対する課税という付加価値税の性質を鑑みて採用している。課税ベースの広い単一の標準税率を持つ理想的な付加価値税制度では、値はより1に近くなるが、実際には、軽減税率の適用、非課税項目、免税事業者、徴収漏れ、国民経済計算上の最終消費支出が正確には付加価値税の課税ベースとは一致しないことなどから乖離が必然的に生じるため、1になることはない。

このようにして付加価値税収比率をOECD加盟国で計算した結果、日本の2008年の値は0.72であり、32カ国の平均値である0.58よりもはるかに高く、調査対象国で唯一、比較的低い単一の標準税率であり、輸出を除く免税取引がない

<sup>4</sup> モデル企業とは、その国で最も人口の多い都市に所在する従業員60人の植木鉢の製造販売業であり、それぞれの国の経済規模を反映させるために売り上げは国民一人当たり所得の1050倍と設定されている。

<sup>5</sup> Consumption Tax Trends 2010, VAT/GST and excise rates, trends and administration issues

という、付加価値税収比率が高くなる典型的な要素をすべて満たしている国としてレポート上特記されている。インボイス制度を導入している EU 加盟国では、ルクセンブルクが突出して高い値を示しているが(0.93)、これは、金融サービスが主たる産業であることに由来すると分析されている。仕入れ税額控除の認められない非課税の金融サービスでは、流通段階における税のカスケード効果が排除されないため、仕入れにかかる付加価値税が価格に転嫁され、さらに課税ベースを構成することにより、最終消費支出と税収が共に影響を受けるとされる。それ以外の加盟国は日本より低い値を示しており、特に、非課税項目及び軽減税率適用項目が多い、イタリア(0.41)、イギリス(0.46)、スペイン(0.46)で値は大変低くなっている。インボイス方式が導入されているからと言って付加価値税収比率が高まり効率の良い付加価値税が生まれるというものでもないことがうかがえる。インボイス方式がない中でも、日本の消費税はインボイス方式を有する他の国々と比較して優位な効率のよい付加価値税と評価されていることは注目に値する。

### EU におけるインボイス方式の見直しの動き

EU では 2007 年に企業に対するコンプライアンスコスト削減のためのアクションプラン<sup>6</sup>を策定、EU 法令の順守のために必要となる事務コストを 2012 年までに 25%削減する目標を掲げている。その具体的アクションとして、欧州委員会は 2009 年に 13 の重点エリアを抽出し、2012 年までにコンプライアンスコストを削減することを宣言、そのエリアの一つが付加価値税となっている。<sup>7</sup>

上述の BusinessEurope の試算では、付加価値税の事務負担費用は 700 億ユーロに上り、EU の事務負担削減プログラムで重点エリアとして抽出した 72 事務の負担の総額の 68%を占めるとしている。欧州委員会では、13 の重点エリアの一つである付加価値税について、さらに詳細な調査を行っており<sup>8</sup>、その結果として付加価値税だけで延べ 834 の報告義務が存在し、そのコストは 795 億ユーロと推計、その中でも、「税務調査に対応するための十分な帳票管理」、「定期的な申告事務」、「インボイスの発行」の 3 事務で、654 億ユーロとコスト全体の 82%を占めていると報告している。上位三項目のうち「税務調査に対応するための十分な帳票管理」と「インボイスの発行」はインボイスに関連する項目であり、それぞれ 39,950 百万ユーロと 9,244 百万ユーロのコスト負担となっているとされる。

その原因として、インボイスに対応する帳簿管理とインボイスの見直しにビジネスが費やしている時間が多いことが述べられている。インボイス方式を採用した場合、税務調査の対象は最終的には保管管理されているインボイスであるから、税務調査に対応するための帳票類の管理の中心はインボイスの管理となる。また、形式的にも実体的にも適正なインボイスの保有が、多くの取引について前段階税控除の要件となるため、発行、仕入れインボイスを問わず、インボイスの審査に多くの事務手続きが必要となる。解決策としては、統一化された、使いやすく誰でも手に入るような電子インボイス、電子帳票管理、電子記帳のためのルール作り、ならびに付加価値税制度そのものの簡素化があげられている。欧州委員会は、当該調査に先立ち、既に 2008 年に現行のインボイス制度の調査を行っており、これを受けて 2008 年 11 月 3 日に調査報告書が提出されている。<sup>9</sup>その提案のすべてが採用されているわけではないが、インボイス制度の見直しの

<sup>6</sup> COM(2007)23, 21 January 2007

<sup>7</sup> Action Program for Reducing Administrative Burdens in the EU Sectoral Reduction Plans and 2009 Actions, COM(2009)544

<sup>8</sup> EU project on baseline measurement and reduction of administrative costs, Final report on Modules 3&4 for tax law (VAT) priority area

<sup>9</sup> A study on the invoicing directive (2011/115/EC) now incorporated into the VAT directive (2006/112/EC)

一環として、2010年7月13日付で採択された指令2010/45/EUにより、2013年1月1日から付加価値税指令の改正が行われる。その骨子は次のとおりである。

1. 加盟国は、インボイスの記載につき独自の規定を設けてはならない(第226a条)。
2. 特殊な課税スキームが適用される場合(cash accounting, reverse charge, margin scheme等)やセルフビリングを利用する場合に、新たに義務的な引用規定が導入された(第226条)。
3. 国境を超える取引の場合に、原則として課税地のインボイスに関する規定が適用されることが明記された(第219a条、但し、課税地から見て国外事業者がリバースチャージとなる課税売上を行った場合、及びEU域外が課税地と判断される課税売上の場合は、供給者の事業地)。
4. 外国通貨で取引が行われた場合、欧州中央銀行が発表する為替レートでの換算を加盟国は認めなければならない(第230条、第91条2項)。
5. EU域内非課税納品及び、リバースチャージが適用になる課税事業者間で行われる国境を越えた役務の提供における、インボイスは翌月15日までに発行されなければならない(第222条)。
6. EU域内非課税納品又はEU域内移送に該当する新聞雑誌の定期購読、ガス、電気等の供給といった一か月以上行われる継続的な供給については、その継続期間中、各月の終わりを持って役務の提供が一旦完了したものとみなし、月次で請求書の発行と申告が行われなければならない(第64条2項)。
7. EU域内非課税納品に関して、前払い金が收受された場合の、インボイスの発行義務が廃止された(第220条1項4号)。
8. 非課税となる金融関連サービスについては、加盟国は原則としてインボイスの発行を要求してはならない(第220条2項、但し例外規定として、国内事業者が国内又はEU域外が課税地となるサービスを提供した場合には、加盟国はインボイスの発行義務を課すことができる)。
9. 電子インボイスがその他のインボイスに適用される規定が要求する情報のすべてを含み、電子的に受領されるインボイスであると定義されたことにより、電子インボイスが原則として紙面によるインボイスと同じ取り扱いを受けるものであること明確となった(第217条、但し、電子インボイスの利用には受領者の承諾を必要とする)。
10. 内容に改ざんが加えられていないことについての証明方法に関する規定が、電子インボイスと紙面によるインボイスで統一された(第233条)。

これらの改正項目は、主として加盟国間での制度のよりいっそうの統一を図り、国境を越えて行われる取引での法的不確実性を排除し、電子インボイスの普及による企業のコスト削減を達成することが意図されている。2010年1月1日から施行されたVATパッケージにより、B2Bの役務の提供の課税地に関するルールが大幅に簡素化されたばかりであるが、欧州委員会は、2010年12月1日に公表されたグリーンペーパー<sup>10</sup>により、今後の付加価値税制度導入以来の大々的な制度の見直しのための課題と方向性を示した。形式だけでなく実体的に課税関係を正しく反映したインボイスを課税事業者が発行できるためには、現行の課税制度そのものの簡素化も重要な課題となっている。

<sup>10</sup> Green Paper on the future of VAT ? towards a simpler, more robust and efficient VAT system, COM(2010)695

## EUにおけるインボイス方式の実務から

既にインボイス方式が導入されて長い EU では、インボイス方式がもたらす様々な問題点も明らかとなっている。インボイス方式の問題点は、課税事業者に対するコンプライアンス事務負担の増加と、コンプライアンスリスクの増大であると結論付けることができるであろう。前掲のプライスウォーターハウスクーパースが行った調査からは、インボイス方式が必ずしも一様にコンプライアンス事務負担を増大させるという結果は読み取れないが、他方で、欧州委員会が独自に行った調査では、インボイスに関連するコンプライアンス事務が約 451 億ユーロのコストを課税事業者に発生させているという結果が示されている。実際に付加価値税申告を作成し、税務調査の対応をした経験から、付加価値税は、課税の適正性を最終的に判断するためには膨大な数の個別のインボイスをひも解くしかない税目であり、また、事実関係が異なる個別の取引について法律の適用関係を判断しなければならない税目のため、日常的に正しく管理する体制が担保されていない場合には、後日これを発見し直すことは非常に困難なため大変コンプライアンスリスクが高い税目であるという印象を持っている。

これと比較すると、現在日本で採用されている請求書等保存方式は、ある種のおおらかさがあり、評価すべき面があると考えられる。理論値ではあるが付加価値税収比率が国際的に高い日本において、さらにインボイス方式の導入により課税の透明性を追求するメリットと、特に日常的に消費税を管理する体制を整えることが比較的重い負担となる中小企業を中心とする課税事業者において将来発生するコンプライアンス事務負担、そして企業全体に発生するリスクをよく理解し、利益衡量したうえで、日本におけるインボイス方式のあり方について検討すべきであると考えられる。

以上